

『基本的対処方針』における DV や性暴力対策の位置づけ

●2020年2月25日

(6) 「その他」の中に「患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取り組みを行う」



●2020年3月28日

(6) 「その他重要な留意事項」の中に、「政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする」



●2020年4月7日

(6) 「その他重要な留意事項」の中に、「政府及び地方公共団体は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅での DV や虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。」
(なお同4月11日、4月16日も同じ表現)



●2020年5月4日

(6) 「その他重要な留意事項」の中に、「政府は、地方公共団体と連携し、対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。」「長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力や児童虐待。」
(なお同5月14日、5月21日、5月25日も同表現)



●2021年1月7日

(6) 「その他重要な留意事項」の中に、「特に、女性の生活や雇用への影響が深刻なものとなっていることに留意し、女性や障害者等に与える影響を十分配慮して実施するものとする。」「長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力、性犯罪・性暴力や児童虐待」
(なお同1月13日、2月2日、2月12日、2月26日も同じ表現)

2021年3月10日 衆議院法務委員会 配布資料① 日本共産党 藤野保史

出典：新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」

- 課題解決のために -

2. 「つないで終わり」の問題解決型支援から、 関係性を持ち続けることを目的とした伴走型支援へ

関係機関と連携しながら、伴走支援を行う。



複合的に困難を抱えた子どもに対して、金銭的・物的支援、保護、就労支援、住まいの確保などを行うだけでは自立には繋がらない。官民のあらゆる制度を利用しながら、その時々の問題に寄り添い支えていくことが必要。本事業では一つの支援がうまくいかなくても、次の支援、その次の支援と「つないで、戻す」を繰り返せる支援体制と関係性を構築。寄り添うことを問題解決のための手段ではなく目的として考える。青少年に会い、共に考え、行動する存在になる「関係性の支援」を行う。

【支援フロー】

出会いから自立まで、Colaboが伴走

関係機関連携会議

アウトリーチ

- 発見し声かけ
- つながる
- 食事・物品、情報の提供

居場所・相談

- 安心・安全に過ごせる場
- 相談
- 支援者との関係性づくり

一時支援

- Colaboの一時シェルター
- 児童相談所
- 婦人相談所
- 福祉事務所
- 生活困窮者自立支援制度相談機関
- 民間支援団体
- 警察
- 医療機関
- 弁護士
- 労働関係機関
- 学校

中長期支援

- Colaboの中長期シェルター
- 児童養護施設
- 里親
- 自立援助ホーム
- 生活保護
- 民間シェルター
- グループホーム

自立

- 住まいの確保
- 生活支援
- 学習支援
- 資格取得支援
- 就労支援

家に帰れない、住むところがない方へ
ホテルを無料で用意します。

新型コロナの影響や、虐待、DVを受けている、
性売買から抜け出したいなど、
さまざまな事情で家にいられない、帰れない
10代、20代の女性向けに、安全に過ごせる
ホテルを用意しています。利用は無料です。
お困りの方はぜひ、ご相談ください。 **Colabo**

相談フォーム→
年末年始もOK



中高生・10代 **Free!** 無料!

- ☆ドリンク
- ☆フード
- ☆コスメ
- ☆ファッション
- ☆Wi-Fi・充電器



- ピンクのバス
- 女の子の絵が
目印

開催時間・場所は
こちらからチェック!



若年被害女性等支援事業【拡充】

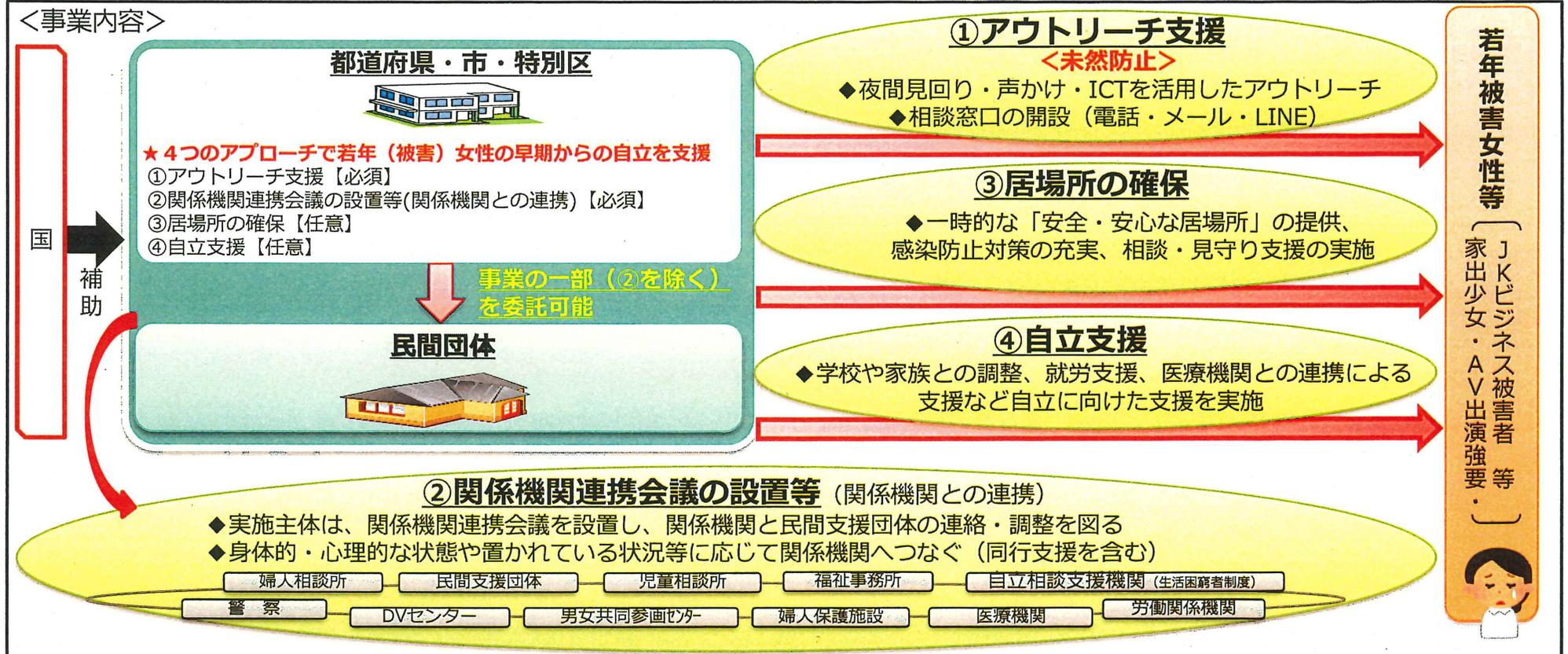
令和3年度予算案213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

◆ モデル事業として実施してきた当該事業について、相談支援体制及び医療機関との連携体制等の強化を図り、本格実施に移行し、事業の推進を図る。

<主な拡充内容等>

- 性被害等の未然防止を図る観点から、アウトリーチや相談支援に対応する職員を増員するとともに、ICTを活用したアウトリーチに要する経費を計上し、取組を強化
- 性被害によるトラウマのケアや感染症検査等について医療機関との連携による若年女性への支援の実施
- より安全・安心な居場所の提供に向けて、感染防止対策を図った上で、夜間における相談、見守り支援を行う支援員を配置
- SNS等による相談支援において、被害女性居住市町村との広域的な連携を充実させるため、調整旅費を拡充
- 本格実施に伴い、補助率を国10/10 → 国1/2、都道府県・市・特別区1/2に変更

<実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国1/2、実施主体1/2 <1か所当たりの補助基準額案> 26,743千円（①～④全て実施）



- 6 SNSを活用した相談体制の充実
- 7 一時保護解除後のフォローアップ体制等の拡充
- 8 児童相談所との連携強化等
- 9 婦人保護事業実施要領の見直し
- 10 母子生活支援施設の活用促進

○ 厚生労働省においては、これらの運用面における見直しを通じて、すべての過程における支援が、より当事者本位なものとなるよう、速やかに取り組むこととされている。令和元年7月18日には、他法他施策優先の見直しや、一時保護委託の対象拡大と積極的な活用、母子生活支援施設の活用促進等の見直しに関する通知が発出された。また、令和2年度概算要求や、必要な見直しに向けた調査研究に、今後とも取り組むこととされており、引き続き取組を進めることを求める。

第3 婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方

(1) 困難な問題を抱える女性を支援する制度の必要性

- 女性は、男性に比べ、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する場面が多い。このことによって、心身面及び社会的な面で複合的な課題を抱えることが多い。
- 女性がこのような状況にあることは、国際的な共通認識であり、各国において、専門的な支援サービスの提供をはじめとした、様々な対応が取られてきている。また、我が国においても、婦人保護事業が様々な困難な問題に直面している女性の保護・支援に大きな役割を果たしてきた。
- 人権の擁護と男女平等の実現を図ることの重要性に鑑み、様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度が必要である。

(2) 新たな枠組みの必要性

- 婦人保護事業の根拠法である売春防止法の規定については、制定以来、基本的な見直しは行われておらず、法律が実態にそぐわなくなっている。
- また、女性が抱える困難な問題は、近年、複雑・多様化、かつ、複合的なもの

のとなっており、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界が生じている。

- このような認識のもと、女性を対象として専門的な支援を包括的に提供する制度について、法制度上も売春防止法ではなく、新たな枠組みを構築していく必要がある。
- 新たな枠組みにおいては、新たな理念を示すことはもとより、それにとどまらず、DV防止法等の既存の法体系との関係にも留意しつつ、具体的な内容を含む法制度を目指して検討を進めていくことが求められる。
- このような困難な問題を抱える女性を支援する新たな枠組みの構築によって、売春防止法第4章は廃止されることとなると考えられる。併せて、同法のその他の規定の廃止等も含めた法制面の見直しを検討すべきと考えるが、そのことによって新たな枠組みの実現に時間を要するのであれば、まずは、新たな枠組みの構築に向けて、急ぎ、取り組んでいくべきである。

(3) 新たな制度の下で提供される支援のあり方

- 売春防止法に基づく「要保護女子」としてではなく、若年女性への対応、性被害からの回復支援、自立後を見据えた支援など、時代とともに多様化する困難な問題を抱える女性を対象として、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供できるようにすることが必要である。
- 行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じて、支援が行き届きにくい者も対象とし、早期かつ、切れ目のない支援を目指すことが必要である。
- 現行の婦人相談所（一時保護所）、婦人相談員及び婦人保護施設については、困難な問題を抱える女性への支援の中核的な機関として現に有する機能や専門性を活かし向上させつつ、必要な支援を担える仕組みや体制にしていくことが必要である。その際、第2で掲げた運用改善の徹底を行いつつ、それを踏まえながら、利用者の実情に応じて柔軟な支援が実施できる仕組みとして位置付けていく必要がある。併せて、それぞれの名称については、その役割にふさわしいものに見直す必要がある。

上川氏の経歴と性犯罪・性暴力対策の経緯

2012年6月 から12月			厚労省「婦人保護事業等の課題に関する検討会(調査研究事業)」
2014年10月	法務大臣就任		
2015年10月	法務大臣退任		
2016年4月		与党PT「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に関するPT」発足	
2016年12月		与党PT 座長として、婦人保護事業の見直しを提言 「性犯罪・性暴力被害根絶のための10の提言」	
2017年8月	法務大臣就任		
2018年7月			厚労省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」開始
2018年10月	法務大臣退任	自民党「性暴力のない社会の実現を目指す議員連盟」会長に就任	
2019年4月		与党PT「婦人保護事業の運用面における見直しについて」提言 (4月23日 厚生労働大臣に申し入れ)	
2019年10月			「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」中間まとめ
2020年3月		自民党「性暴力のない社会の実現を目指す議員連盟」 性暴力根絶の要請書を法務副大臣(義家氏)に提出	
2020年4月			内閣府「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」開始
2020年6月			内閣府「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」発表
2020年9月	法務大臣就任		
2020年12月		自民党「性暴力のない社会の実現を目指す議員連盟」 緊急提言を法務大臣に提出	

性犯罪・性暴力被害根絶のための10の提言（抜粋）

（別添2）

（平成28年12月2日 与党「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に関するPT」）

4. 性犯罪被害者相談支援体制の強化

- 各都道府県警察に設置されている性犯罪被害の相談窓口番号を全国利用型のわかりやすい短縮ダイヤル導入による全国統一化を図るとともに、24時間化を実現し、被害者がいつでも相談できる環境を整えること。
- 警察以外における相談支援体制（ワンストップ支援センター、法テラス、婦人相談所、婦人保護施設等）の拡充も図ること。

5. 婦人保護事業の抜本的な見直し

- **売春防止法を根拠法とする婦人保護事業は、性暴力のみならずDV、貧困、家庭破綻、障害等様々な困難を複合的に抱え、自ら支援を求めて行動することが容易でないケースに対応している。また、この事業に辿りついた女性たちの年齢は10代から高齢者まで多岐にわたり、子どもを同伴することも多く、現行の枠組みでは対応できない実態がある。こうした実態を踏まえ、婦人保護事業を法的な措置を含め抜本的に見直すこと。**

6. 被害が顕在化しにくい若年性暴力被害者支援

- 10代、20代の女性は性暴力にあっても、誰にも相談できず、自分だけで抱え込み、顕在化しにくく、支援になかなかつながらない。被害を未然に防ぐため、こうした若年性暴力被害者の実態及び相談・支援の現状を把握し、今後の相談・支援のあり方について検討を行うこと。

7. 性暴力被害者への中長期的な支援体制について

- 性暴力を受けた女性の心と体の回復を支援するには、中長期的なフォローを含めた総合的な支援が必要である。そのため、DV被害を受けた「母子・父子自立支援プログラム」のような性暴力被害者自立支援プログラムの策定や性暴力被害回復支援センター（仮称）等支援のあり方について検討すること。

8. いのちの電話などの自殺防止対策事業と性暴力被害者支援との連携

- 重大な心身にわたる被害による自殺の恐れは緊急に防止する必要がある。自殺防止対策事業と性暴力被害者支援との連携を強化すること。